

宇部市体育施設条例中一部改正の件

宇部市体育施設条例（平成十七年条例第三十七号）の一部を次のように改める。

令和五年十二月六日提出

宇部市長 篠崎圭一

第二条第二項の表中

| | |
|-------|-------------|
| 補助競技場 | 宇部市恩田町四丁目一番 |
|-------|-------------|

を

| | |
|----------|-------------|
| 多目的グラウンド | 宇部市恩田町四丁目一番 |
|----------|-------------|

に改める。

別表五の表恩田運動公園の部野球場の項中

| | |
|---------|---------|
| 一、八〇〇円 | 一、六〇〇円 |
| 九〇〇円 | 一、三〇〇円 |
| 九〇〇円 | 一、三〇〇円 |
| 一〇、八〇〇円 | 一五、六〇〇円 |
| 一八、〇〇〇円 | 二六、〇〇〇円 |
| 九、〇〇〇円 | 一三、〇〇〇円 |
| 二、七〇〇円 | 三、九〇〇円 |
| 五四、〇〇〇円 | 七八、〇〇〇円 |

に、

| | | |
|---------|---------|---------|
| 一式一日につき | 一一、四〇〇円 | 一一、四〇〇円 |
| | 一一、四〇〇円 | 一一、四〇〇円 |

を

」

の項を削り、同部に次のように加える。

| | | |
|---------|---------|---------|
| 一式一日につき | 一一、四〇〇円 | 一一、四〇〇円 |
| | 八〇〇円 | 八〇〇円 |

に改め、同部補助競技場

| 附属設備を利用する場合 | 備考 | 多目的グランド | | | | | | | | | | | | 区分 | 単位 |
|-------------|----|--|--|------------|-----------------|--------|------------|----------------|------------|-------|-----------------|-------|------------|------------|------------|
| | | 入場料、会費等を徴収する場合 | | | 入場料、会費等を徴収しない場合 | | | 入場料、会費等を徴収する場合 | | | 入場料、会費等を徴収しない場合 | | | | |
| | | コート一面 | フットサル | サッカーヨ | 全面 | コート一面 | フットサル | サッカーヨ | 全面 | 高校生以下 | 専門学校生を含む。) | 高校生以下 | 専門学校生を含む。) | 一般（大学生及び高等 | 一般（大学生及び高等 |
| | | 高校生以下 | 専門学校生を含む。) | 一般（大学生及び高等 | 高校生以下 | 高校生以下 | 専門学校生を含む。) | 高校生以下 | 専門学校生を含む。) | 高校生以下 | 専門学校生を含む。) | 高校生以下 | 専門学校生を含む。) | 一般（大学生及び高等 | 一般（大学生及び高等 |
| | | 一、〇〇〇円 | 二、〇〇〇円 | 三、〇〇〇円 | 六、〇〇〇円 | 四、二五〇円 | 八、五〇〇円 | 二〇〇円 | 四〇〇円 | 六〇〇円 | 一、二〇〇円 | 八五〇円 | 一、七〇〇円 | 一般（大学生及び高等 | 一般（大学生及び高等 |
| | | 一、土曜日、日曜日、休日又は開場日以外の日に利用するときの利用料金の額は、所定の額の二割増しの額とする。 | 二、開場時間を超えて利用の許可を受けたときの一時間当たりの利用料金の額は、所定の額の二割増しの額とする。 | 三、 | 四、 | 五、 | 六、 | 七、 | 八、 | 九、 | 十、 | 十一、 | 十二、 | 一般（大学生及び高等 | 一般（大学生及び高等 |

| 種別 | 区分 | 全面 | サッカーヨート一面 | 一時間につき | 一一、〇〇〇円 | 単位 |
|-----------|---------|-----------|------------|--------|---------|----|
| | | | | | | |
| 野球関係器 | 具 | バッティンググージ | フットサルコート一面 | 一時間につき | 一、〇〇〇円 | 台 |
| バッティンググージ | 一台一日につき | 六〇〇円 | 八〇〇円 | 八〇〇円 | 八〇〇円 | 台 |

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において市規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宇部市体育施設条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

「説明」

恩田スポーツパーク整備事業の実施による恩田運動公園の体育施設の廃止、改修及び新設に伴い、利用料金に係る規定の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(名称及び位置)

第二条

旧
新
旧
対
照
表
新

2

| 別表 (第九条関係) | | 名称 | |
|------------|------|--------|--------|
| 恩田運動公園 | | 恩田運動公園 | 名称 |
| 場 | | 野球 | 名称 |
| ドウングラ | | | 名称 |
| 合いしな徴収を | | 会料、入場 | 利用料金の額 |
| 区分 | | | 利用料金の額 |
| 下生高校 | | 校門等び生大 | 利用料金の額 |
| 一般 | | 一般 | 利用料金の額 |
| つ間に一時まで | | 九午後八午前 | 単位 |
| 円〇〇八〇 | 円〇九〇 | 円〇九〇 | 円〇八〇一、 |

別表 (第九条関係)

別表 (第九条関係)

| 公 運 動 恩 田 都 市 | | 名称 | |
|---------------|------|--------|--------|
| 公 運 動 恩 田 都 市 | | 名称 | |
| 場 | | 野球 | 名称 |
| ドウングラ | | | 名称 |
| 合いしな徴収を | | 会料、入場 | 利用料金の額 |
| 区分 | | | 利用料金の額 |
| 下生高校 | | 校門等び生大 | 利用料金の額 |
| 一般 | | 一般 | 利用料金の額 |
| つ間に一時まで | | 九午後八午前 | 単位 |
| 円〇〇八〇 | 円〇九〇 | 円〇九〇 | 円〇八〇一、 |

五

五

| 別表 (第九条関係) | | 名称 | |
|------------|--------|--------|--------|
| 恩田運動公園 | | 恩田運動公園 | 名称 |
| 場 | | 野球 | 名称 |
| ドウングラ | | | 名称 |
| 合いしな徴収を | | 会料、入場 | 利用料金の額 |
| 区分 | | | 利用料金の額 |
| 下生高校 | | 校門等び生大 | 利用料金の額 |
| 一般 | | 一般 | 利用料金の額 |
| つ間に一時まで | | 九午後八午前 | 単位 |
| 円〇〇六〇 | 円〇三〇一、 | 円〇三〇一、 | 円〇六〇二、 |

(名称及び位置)

第二条

旧
新
旧
対
照
表
新

2

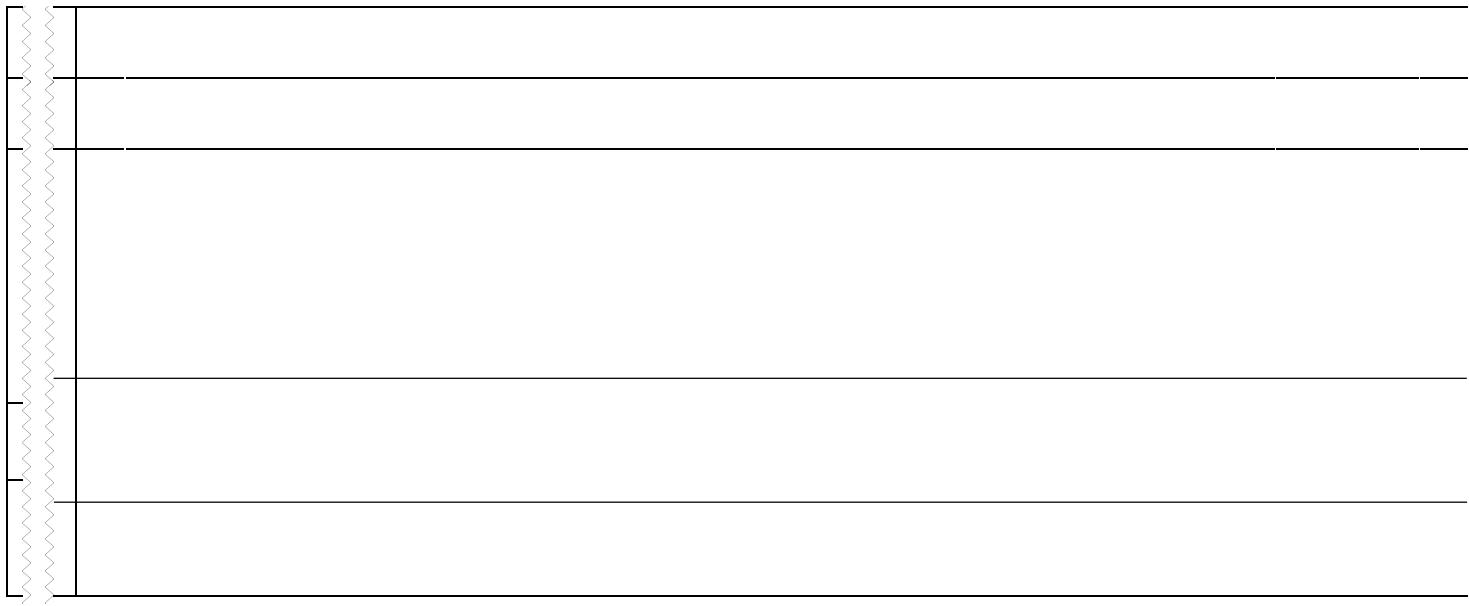
| 公 運 動 恩 田 都 市 | | 名称 | |
|---------------|--------|--------|--------|
| 公 運 動 恩 田 都 市 | | 名称 | |
| 場 | | 野球 | 名称 |
| ドウングラ | | | 名称 |
| 合いしな徴収を | | 会料、入場 | 利用料金の額 |
| 区分 | | | 利用料金の額 |
| 下生高校 | | 校門等び生大 | 利用料金の額 |
| 一般 | | 一般 | 利用料金の額 |
| つ間に一時まで | | 九午後八午前 | 単位 |
| 円〇〇六〇 | 円〇三〇一、 | 円〇三〇一、 | 円〇六〇二、 |

| 放送設備 | 種別区分 | 附属設備を利用する場合 | 場合する徴収等を会費料、入場 | | | | | | | | |
|------|------|-------------|----------------|---------|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| | | | する場合 | で利用する場合 | 合る場 | 用す利 | で目的 | 営利 | は非 | ツ又 | ポー |
| につ | 日 | 式 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | アマ |
| ○ | 四 | 二、 | 円 | ○ | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| ○ | 四 | 二、 | 円 | ○ | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 五 | 分 | ○ | の | に | の | 上 | 記 | 合 | る | 用 | で |
| ○ | の | ○ | 一 | 額 | 記 | 合 | る | 用 | す | 利 | 目的 |
| 放送設備 | 種別区分 | 附属設備を利用する場合 | する場合 | で利用する場合 | 合る場 | 用す利 | で目的 | 営利 | は非 | ツ又 | ポー |
| につ | 日 | 式 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | アマ |
| ○ | 四 | 二、 | 円 | ○ | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| ○ | 四 | 二、 | 円 | ○ | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 五 | 分 | ○ | の | に | の | 上 | 記 | 合 | る | 用 | で |
| ○ | の | ○ | 一 | 額 | 記 | 合 | る | 用 | す | 利 | 目的 |

| 放送設備 | 種別区分 | 附属設備を利用する場合 | 場合する徴収等を会費料、入場 | | | | | | | | | |
|------|------|-------------|----------------|---------|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|
| | | | する場合 | で利用する場合 | 合る場 | 用す利 | で目的 | 営利 | は非 | ツ又 | ポー | アス |
| につ | 日 | 式 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | アマ |
| ○ | 四 | 二、 | 円 | ○ | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| ○ | 四 | 二、 | 円 | ○ | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 五 | 分 | ○ | の | に | の | 上 | 記 | 合 | る | 用 | で | アマ |
| ○ | の | ○ | 一 | 額 | 記 | 合 | る | 用 | す | 利 | 目的 | アマ |
| 放送設備 | 種別区分 | 附属設備を利用する場合 | する場合 | で利用する場合 | 合る場 | 用す利 | で目的 | 営利 | は非 | ツ又 | ポー | アス |
| につ | 日 | 式 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | アマ |
| ○ | 四 | 二、 | 円 | ○ | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| ○ | 四 | 二、 | 円 | ○ | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 五 | 分 | ○ | の | に | の | 上 | 記 | 合 | る | 用 | で | アマ |
| ○ | の | ○ | 一 | 額 | 記 | 合 | る | 用 | す | 利 | 目的 | アマ |

| 夜間 照明 設備 | | | 種別 | | | 附属設備 を利用する 場合 | | | 備考 | | | 三分の 一面 | | | 半面 | | | 全面 | | | | | | | | | | | |
|----------------|--|--|----|--|--|---------------------|--|--|----|--|--|---|--|--|-------------|--|--|--------------|--|--|----------|--|--|------------------|--|--|------------------|--|--|
| | | | | | | | | | | | | 種別 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 一 土曜日、日曜日、休日又 は開場日以外の日に利用す るときの利用料金の額は、 所定の額の二割増しの額と する。 | | | 一 つ き | | | 一 時間 に | | | 九時 まで | | | か ら 午 後 | | | 午 前 八 時 | | |
| | | | | | | | | | | | | 単位 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 八〇円 | | | 円 | | | 円 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 二四〇 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 場合 | | | | | | | | | | する | 徴収 | 等を | 会費 | 料、 | 入場 | 合 | | | | | | | | | | い | 場 | しな | 徴収 | 等を |
|----|---|---|---|------|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|
| ト | ル | ト | サ | フ | ツ | ト | 一 | コ | 一 | カ | 一 | サ | ツ | ト | 一 | ト | ル | ト | サ | フ | ツ | ト | 一 | コ | 一 | カ | 一 | サ | ツ | |
| 学校 | 高 | 学 | 生 | 一 | 般 | 下 | 高 | 校 | 生 | 含 | む。 | 学 | 校 | 生 | 高 | 等 | 学 | 校 | 生 | 高 | 等 | 学 | 校 | 生 | 高 | 等 | 学 | 校 | 生 | |
| 生 | 等 | 等 | 及 | 及 | び | 生 | 生 | 生 | 以 | む。 | 生 | 生 | 生 | 生 | 生 | 等 | 等 | 生 | 生 | 等 | 等 | 生 | 生 | 生 | 等 | 等 | 生 | 生 | | |
| を | 専 | 門 | 及 | 及 | び | 以 | 以 | 以 | 以 | 。) | 以 | 以 | 以 | 以 | 以 | 門 | 門 | 門 | 門 | 門 | 門 | 門 | 門 | 門 | 門 | 門 | 門 | 門 | 門 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | </td | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |



| 係 器 具 | 野 球 闇 | 明 設 備 | | | | | | | | 種 別 | 附 屬 設 備 | 附 屬 設 備 利 用 す る 場 合 | 二 開 場 時 間 を 超 え て 利 用 す る | 備 考 |
|-----------------------|------------------|-------------|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------------|--|---|--------|
| | | 面 | ト | サ | フ | ト | ト | サ | 全 | | | | | |
| ゲ イ ン グ テ | バ ッ チ テ | 面 | ト 一 | サ ル コ | フ ツ ト | ト 一 面 | ト コ ー | サ ツ カ | 全 面 | | | | | |
| き | 日 | 一 | 台 | | | | | | に つ き | 一 時 間 | | | | |
| 円 | 八 | 〇 | 〇 | | 円 | 六 | 〇 | 〇 | 円 | 一 | 〇 | 〇 | 円 | 一 |

恩田スポーツパーク整備事業



多目的グラウンド



補助競技場



多目的グラウンド
整備イメージ

野球場 使用料単価(1時間あたり)

平日 2,600円

休日 3,120円(平日単価×1.2)



整備イメージ

利用料金(案)

| 種別 | 区分 | 現行料金（条例） | 新野球場 |
|-------|-----------------|---------------------|------------------------|
| グラウンド | 入場料、会費等を徴収しない場合 | 一般 | 1,800円 2,600円 |
| | | 大学生及び高等専門学校生 | 900円 1,300円 |
| | | 高校生以下 | 900円 1,300円 |
| | | プロスポーツ又は営利目的で利用する場合 | 10,800円 15,600円 |
| | 入場料、会費等を徴収する場合 | 一般 | 18,000円 26,000円 |
| | | 大学生及び高等専門学校生 | 9,000円 13,000円 |
| | | 高校生以下 | 2,700円 3,900円 |
| | | プロスポーツ又は営利目的で利用する場合 | 54,000円 78,000円 |

野球場スコアボード 使用料単価

【1時間あたり】

アマチュアスポーツ 800円
プロスポーツ 4,000円
(アマチュアの5倍)

【1日あたり】

アマチュアスポーツ 4,800円
プロスポーツ 24,000円
(アマチュアの5倍)



利用料金(案)

| 種別 | 区分 | 現行料金(条例) | 新野球場 |
|-----------------|----------------------------|----------|---------|
| スコアボード (1時間) | アマチュアスポーツ又は非営利目的で利用する場合 一般 | -円 | 800円 |
| | 大学生以下 | -円 | 800円 |
| | プロスポーツ又は営利目的で利用する場合 | -円 | 4,000円 |
| スコアボード (1日) | アマチュアスポーツ又は非営利目的で利用する場合 一般 | 2,400円 | 4,800円 |
| | 大学生以下 | 2,400円 | 4,800円 |
| | プロスポーツ又は営利目的で利用する場合 | 12,000円 | 24,000円 |

多目的グラウンド 使用料単価

平日 1,700円

休日 2,040円(平日単価 × 1.2)

多目的グラウンド照明設備等 使用料単価

2,000円



利用料金(案)

| 種別 | 区分 | | 多目的G | 種別 | 区分 | 単位 | 多目的G(照明) |
|----------|-----------------|------------|----------------------|--------|--------|------------|----------|
| 多目的グラウンド | 入場料、会費等を徴収しない場合 | 全面 | 一般(大学生及び高等専門学校生を含む。) | 1,700円 | | 全面 | 2,000円 |
| | | | 高校生以下 | 850円 | 夜間照明設備 | サッカーコート一面 | 一時間につき |
| | | サッカーコート一面 | 一般(大学生及び高等専門学校生を含む。) | 1,200円 | | | |
| | | | 高校生以下 | 600円 | | フットサルコート一面 | 600円 |
| | | フットサルコート一面 | 一般(大学生及び高等専門学校生を含む。) | 400円 | 野球関係器具 | バッティングゲージ | 一台一日につき |
| | | | 高校生以下 | 200円 | | | |
| | 入場料、会費等を徴収する場合 | 全面 | 一般(大学生及び高等専門学校生を含む。) | 8,500円 | | | 800円 |
| | | | 高校生以下 | 4,250円 | | | |
| | | サッカーコート一面 | 一般(大学生及び高等専門学校生を含む。) | 6,000円 | | | |
| | | | 高校生以下 | 3,000円 | | | |
| | | フットサルコート一面 | 一般(大学生及び高等専門学校生を含む。) | 2,000円 | | | |
| | | | 高校生以下 | 1,000円 | | | |

参考:補助競技場

| 種別 | 区分 | 利用料金 |
|--------|------|--------|
| 補助競技場 | 全面 | 240円 |
| | 半面 | 120円 |
| | 三分の一 | 80円 |
| 夜間照明設備 | 全面 | 1,600円 |
| | 半面 | 800円 |

議案第103号

宇部市体育施設（宇部市楠若者センターほか3施設）に係る指定管理者の指定の件

下記のとおり宇部市体育施設（宇部市楠若者センターほか3施設）の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出

宇部市長 篠崎圭二

記

1 施設の名称及び位置

| 名 称 | 位 置 |
|------------|---------------------|
| 宇部市楠若者センター | 宇部市大字西万倉字口ノ坪1518番地5 |
| 宇部市楠体育広場 | 宇部市大字西万倉字口ノ坪1516番1 |
| 宇部市楠西山運動広場 | 宇部市大字船木字西田4613番7 |
| 宇部市楠テニスコート | 宇部市大字東万倉字田ノ畔177番 |

2 指定管理者の候補者

宇部市大字西万倉1518番地5

特定非営利活動法人コミュニティスポーツくすのき

会長 佐々木 宏志

3 指定する期間

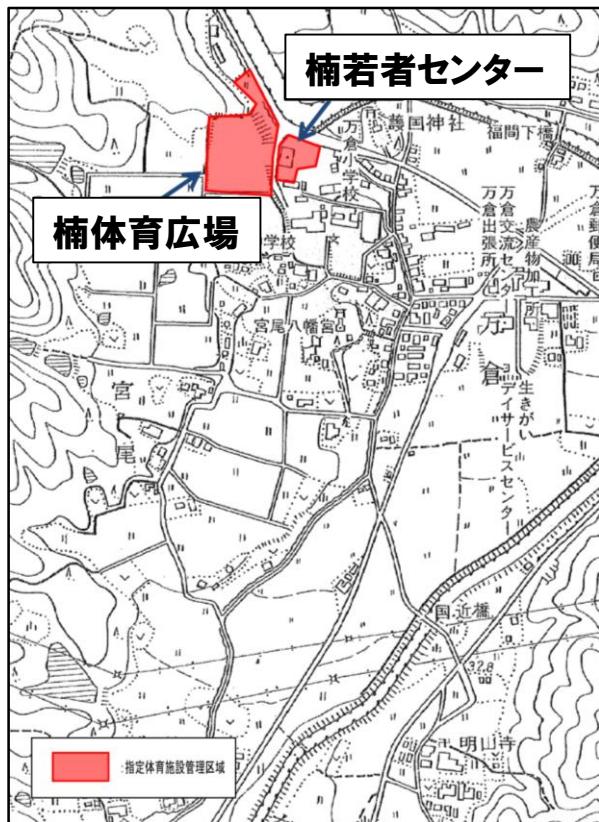
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案103号 宇部市体育施設(宇部市楠若者センターほか3施設)に係る指定管理者の指定の件

1.施設名称

- ・宇部市楠若者センター（宇部市大字西万倉字口ノ坪1518番地5）
- ・宇部市楠体育広場（宇部市大字西万倉字口ノ坪1516番1）
- ・宇部市楠西山運動広場（宇部市大字船木字西田4613番7）
- ・宇部市楠テニスコート（宇部市大字東万倉字田ノ畔177番）

2.施設位置図



議案103号 宇部市体育施設(宇部市楠若者センターほか3施設)に係る指定管理者の指定の件

3.指定管理候補者

・団体名 特定非営利活動法人コミュニティスポーツくすのき
・代表者名 会長 佐々木 宏志
・主たる事業所の所在地 宇部市大字西万倉字ロノ坪1518番地5

4.指定管理候補者選定の経緯

| 内容 | 期日 |
|--------------|---------------|
| 申請要項の配布 | 令和5年9月1日（金） |
| 申請書の提出期限 | 令和5年10月4日（水） |
| 指定管理候補者選定委員会 | 令和5年10月27日（金） |
| 指定管理候補者の選定通知 | 令和5年10月31日（火） |

5.審査基準、配点及び審査結果

| 審査基準 | 配点 | 候補者 |
|---------------------------------------|-----|-----|
| 1 市民の平等な利用を確保することができるものであること。 | 15 | 11 |
| 2 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 | 25 | 18 |
| 3 事業計画書の内容が、施設の管理に係る経費の削減を図るものであること。 | 25 | 10 |
| 4 事業計画書に沿った施設の管理を安定して行う能力を有するものであること。 | 25 | 17 |
| 5 その他施設の設置目的を達成するために必要な事項 | 10 | 5 |
| 計 | 100 | 61 |
| 6 外部評価委員会による宇部市体育施設（楠地域）の管理運営の実績評価 | | 1 |
| 合 計 | 100 | 62 |

※評価項目の6は、現在の指定管理者である団体が応募した場合に当該団体の採点上追加されるもの。

議案第104号

宇部市渡辺翁記念会館に係る指定管理者の指定の件

下記のとおり宇部市渡辺翁記念会館の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出

宇部市長 篠崎圭二

記

1 施設の名称及び位置

| 名 称 | 位 置 |
|------------|------------|
| 宇部市渡辺翁記念会館 | 宇部市朝日町8番1号 |

2 指定管理者の候補者

宇部市朝日町8番1号

公益財団法人宇部市文化創造財団

理事長 渡邊祐二

3 指定する期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第105号

宇部市文化会館に係る指定管理者の指定の件

下記のとおり宇部市文化会館の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出

宇部市長 篠崎圭二

記

1 施設の名称及び位置

| 名 称 | 位 置 |
|---------|------------|
| 宇部市文化会館 | 宇部市朝日町8番1号 |

2 指定管理者の候補者

宇部市朝日町8番1号

公益財団法人宇部市文化創造財団

理事長 渡邊祐二

3 指定する期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第104号 宇部市渡辺翁記念会館に係る指定管理者の指定の件

議案第105号 宇部市文化会館に係る指定管理者の指定の件

1 選定について

宇部市文化会館が改修工事のため令和6年1月から2年程度休館することとなっています。施設の休館という特殊な事情に鑑み、文化会館が休館中の2年間については、引き続き、文化振興の推進や両会館の適切な管理・運営を行っている同財団に任せることが適当であるため、非公募により単独指定としたものです。

2 指定管理候補者選定の経緯

| 内容 | 期日 |
|--------------|---------------|
| 申請書の提出期限 | 令和5年10月18日（水） |
| 指定管理候補者選定委員会 | 令和5年10月26日（木） |
| 指定管理候補者の選定通知 | 令和5年11月6日（月） |

3 審査基準、配点及び審査結果

| 審査基準 | 配点 | 候補者 |
|---------------------------------------|-----|------|
| 1 市民の平等な利用を確保することができるものであること。 | 10 | 7.0 |
| 2 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 | 30 | 20.4 |
| 3 事業計画書の内容が、施設の管理に係る経費の削減を図るものであること。 | 15 | 8.2 |
| 4 事業計画書に沿った施設の管理を安定して行う能力を有するものであること。 | 30 | 20.0 |
| 5 その他施設の管理運営に必要な事項 | 15 | 10.2 |
| 計 | 100 | 66.0 |
| 6 ※外部評価委員会による実績評価に基づく加点・減点 | | 0 |
| 合計 | | 66.0 |

※評価項目の6は、現在の指定管理者である団体が応募した場合に当該団体の採点上追加されるもの。

議案第106号

宇部市総合福祉会館に係る指定管理者の指定の件

下記のとおり宇部市総合福祉会館の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出

宇部市長 篠崎圭二

記

1 施設の名称及び位置

| 名 称 | 位 置 |
|-----------|----------------|
| 宇部市総合福祉会館 | 宇部市琴芝町二丁目4番20号 |

2 指定管理者の候補者

アジアJV

代表者 宇部市鍋倉町5番15-2号

アジア宅建株式会社

代表取締役 久保逸記

宇部市新町10番21号

有限会社ジー・ケーサービス

代表取締役 河村静子

宇部市北条一丁目8番21-1号

株式会社アトミテック

代表取締役 中西康貴

3 指定する期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第107号

宇部市多世代ふれあいセンターに係る指定管理者の指定の件

下記のとおり宇部市多世代ふれあいセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出

宇部市長 篠崎圭二

記

1 施設の名称及び位置

| 名 称 | 位 置 |
|----------------|----------------|
| 宇部市多世代ふれあいセンター | 宇部市琴芝町二丁目4番25号 |

2 指定管理者の候補者

アジアJV

代表者 宇部市鍋倉町5番15-2号

アジア宅建株式会社

代表取締役 久保逸記

宇部市新町10番21号

有限会社ジー・ケーサービス

代表取締役 河村 静子

宇部市北条一丁目8番21-1号

株式会社アトミテック

代表取締役 中西康貴

3 指定する期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第108号

宇部市障害者生活支援センターに係る指定管理者の指定の件

下記のとおり宇部市障害者生活支援センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出

宇部市長 篠崎圭二

記

1 施設の名称及び位置

| 名 称 | 位 置 |
|----------------|--------------|
| 宇部市障害者生活支援センター | 宇部市鶴の島町5番21号 |

2 指定管理者の候補者

宇部市神原町二丁目1番22号

社会福祉法人神原苑

理事長 濃川則之

3 指定する期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

宇部市国民健康保険条例中一部改正の件

宇部市国民健康保険条例（昭和三十四年条例第十一号）の一部を次のように改める。

令和五年十二月六日提出

宇部市長 篠崎圭二

第九条の二中「及び第十七条の五」を「、第十七条の五及び第十七条の六」に改め、同条第二号ニ中「及び第七十二条の三の二第一項」を「、第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項」に、「及び国民健康保険保険給付費等交付金」を「並びに国民健康保険保険給付費等交付金」に改める。

第十一条第一項中「第三十五条の二の六第十一項又は第十五項」を「第三十五条の二の六第八項又は第十一項」に、「第三十五条の二の六第十五項」を「第三十五条の二の六第十一項」に改める。

第十三条の六の二中「及び第十七条の五」を「、第十七条の五及び第十七条の六」に改め、同条第二号ロ中「及び第七十二条の三の二第一項」を「、第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項」に改める。

第十三条の七中「第十七条の二」の下に「及び第十七条の六」を加え、同条第二号ロ中「第七十二条の三第一項」の下に「及び第七十二条の三の三第一項」を加える。

第十六条第一項中「発生し、若しくは」を「発生し、又は」に、「減少し、又は」を「減少し、若しくは」に、「又は第十三条の八の額、第十七条の二第一項各号に定める額若しくは同条第三項若しくは第四項の規定により読み替えて準用する同条第一項各号」を「若しくは第十三条の八の額又は第十七条の二第一項各号（同条第三項又は第四項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第十七条の五第一項（同条第三項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第十三条若しくは第十三条の五の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ十分の五を乗じて得た額、第十七条の五第四項第一号（同条第六項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項に

おいて同じ。）に定める額、第十七条の六第一項各号（同条第三項又は第四項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第五項各号（同条第七項又は第八項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に、「とする。」又は「に改め、同条第二項中「又は第十三条の八の額、第十七条の二第一項各号に定める額若しくは同条第三項若しくは第四項の規定により読み替えて準用する同条第一項各号」を「若しくは第十三条の八の額又は第十七条の二第一項各号に定める額、第十七条の五第一項に定める第十三条若しくは第十三条の五の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ十分の五を乗じて得た額、第十七条の五第四項第一号に定める額、第十七条の六第一項各号に定める額若しくは同条第五項各号」に、「消滅し、又は被保険者数が減少した」を「消滅した」に改める。

第十七条の二第一項第一号中「第三十五条の二の六第十一項又は第五項」を「第三十五条の二の六第八項又は第十一項」に、「第三十五条の二の六第十五項」を「第三十五条の二の六第十一項」に改める。

第十七条の五第一項及び第四項第一号中「保険料額」を「保険料率」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（出産被保険者の保険料の減額）

第十七条の六 当該年度において、世帯に出産被保険者（政令第二十九条の七第五項第八号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第十条又は第十三条の二の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が六十五万円を超える場合には、六十五万円）とする（第五項に掲げる場合を除く）。

- 一 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に十二分の一を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（省令第三十二条の十の二で定める場合には、出産の日。第十七条の七第一項及び第二項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、三月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 二 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に十二分の一を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 第十三条第二項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定に

ついて準用する。この場合において、第十三条第二項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3

前二項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第一項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第十条又は第十三条の二」とあるのは「第十三条の六の三又は第十三条の六の六」と、「六十五万円」とあるのは「二十二万円」と、第二項中「第十三条」とあるのは「第十三条の六の五」と読み替えるものとする。

4

第一項及び第二項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第一項中「出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第十条又は第十三条の二」とあるのは「第十三条の八」と、「六十五万円」とあるのは「十七万円」と、第二項中「第十三条」とあるのは「第十三条の十」と読み替えるものとする。

5

当該年度において、第十七条の二に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第十条又は第十三条の二の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が六十五万円を超える場合には、六十五万円）とする。

一 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に十二分の一を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

二 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第十七条の二第一項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号イに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に十二分の一を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

6 第十三条第二項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第十三条第二項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

7

前二項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第五項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第十条又は第十三条の二」とあるのは「第十三条の六の三又は第十三条の六の六」と、「六十五万円」とあるのは「二十二万円」と、第六項中「第十三条」とあるのは「第十三条の六の五」と読み替えるものとする。

第五項及び第六項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第五項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第十条又は第十三条の二」とあるのは「第十三条の八」と、「六十五万円」とあるのは「十七万円」と、第六項中「第十三条」とあるのは「第十三条の十」と読み替えるものとする。

（出産被保険者に関する届出）

第十七条の七 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

一 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号

二 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

三 出産の予定日

四 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 出産の予定日を明らかにできる書類

二 多胎妊娠の場合にあつては、その旨を明らかにできる書類

三 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあつては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにできる書類

3 第一項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の六月前から行うことができる。

4 第一項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について第一項各号に掲げる事項及び第二項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第一項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年一月一日から施行する。

（出産被保険者の保険料の減額に関する経過措置）

2 改正後の第十七条の六の規定は、令和五年度分の保険料のうち令和六年一月以後の期間に係るもの及び令和六年度以後の年度分の保険料について適用し、令和五年度分の保険料のうち令和五年十二月以前の期間に係るもの及び令和四年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

「説明」

国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）等の一部改正に伴い、出産被保険者に係る産前産後期

間の所得割保険料及び被保険者均等割保険料の軽減その他所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

新 旧 対 照 表 新

(一般被保険者に係る基礎賦課総額)

第九条の二 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第十七条の二及び第十七条の五の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

二

二 その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項及び第七十二条の三の二第一項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第十一条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の二第五項に規定する上

(一般被保険者に係る基礎賦課総額)

第九条の二 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第十七条の二、第十七条の五及び第十七条の六の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

二

二 その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第十一条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の二第五項に規定する上

場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これららの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十五項又は第三十五条の三第一十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の二第七項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等

則第三十五条の二の六第八項又は第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十五条第一項、第三十五条第一項、第三十五条第一項、第三十五条第一項、第三十五条第一項又は第三十五条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額）、地方税法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十五条第一項又は第三十六条第一項に規定する長期譲渡所得がある場合には、これららの規定の適用により同法第三十一条第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項若しくは第二項、第三十五条第一項、第三十五条第一項又は第三十六条第一項若しくは第二項、第三十五条第一項又は第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除した金額）、地方税法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十五条第一項又は第三十六条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除した金額）、地方税法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額（同法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条第三十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第三十五条の三第十
三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等

の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第一百四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。第十七条の二第一項第一号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第四項（同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。第十七条の一において「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第三百十四条の二第二項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、第十三条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）

第十三条の六の二 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第十七条の一及び第十七条の五の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

二

口 その他国民健康保険事業に要する費

の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第一百四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。第十七条の二第一項第一号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第四項（同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。第十七条の一において「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第三百十四条の二第二項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、第十三条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）

第十三条の六の二 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第十七条の二及び第十七条の五の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

二

口 その他国民健康保険事業に要する費

用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項及び第七十二条の三の二第一項の規定による繰入金を除く。）の額

（介護納付金賦課総額）

第十三条の七 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第十七条の二）の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

二

口 その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額

（賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合）

第十六条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、若しくは一世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、又は一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなり、若しくは政令第二十九条の七の二第二項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた場合における当該納付義務者に係る第十条、第十三条の二、第十三条の六の三若しくは第十三条の六の六の額

用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項及び第七十二条の三の二第一項の規定による繰入金を除く。）の額

（介護納付金賦課総額）

第十三条の七 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第十七条の二及び第十七条の六）の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

二

口 その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項及び第七十二条の三の二第一項の規定による繰入金を除く。）の額

（賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合）

第十六条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は一世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなり、若しくは政令第二十九条の七の二第二項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた場合における当該納付義務者に係る第十条、第十三条の二、第十三条の六の三若しくは第十三条の六の六の額

（被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となつた場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）又は第十三条の八の額、第十七条の二第一項各号に定める額若しくは同条第三項若しくは第四項の規定により読み替えて準用する同条第一項各号

（被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となつた場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第十三条の八の額又は第十七条の二第一項各号（同条第三項又は第四項の規定により読み替えて準用する場合を除く。）若しくは第十三条の八の額又は第十七条の二第一項各号（同条第三項又は第十七条の五第一項（同条第三項の規定により読み替えて準用する場合を除く。）に定める額、第十七条の五第一項（同条若しくは第十三条の五の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ十分の五を乗じて得た額、第十七条の五第四項第一号（同条第六項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第十七条の六第一項各号（同条第三項又は第四項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第十七条の六第一項各号（同条第七項又は第八項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第五項各号（同条第七項又は第八項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、若しくは被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第六条第一号から第八号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）又は一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた日若しくは特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第十二条、第十三条の二、第十三条の六の三若し

くは第十三条の六の六の額又は第十三条の八の額、第十七条の二第一項各号に定める額若しくは同条第三項若しくは第四項の規定により読み替えて準用する同条第一項各号

定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第六条第一号から第八号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅し、又は被保険者数が減少した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。（低所得者の保険料の減額）

第十七条の二

一世帯主、当該年度の保険料の賦課期日

（賦課期日後に保険料の納付義務が発生

した場合には、その発生した日とする。

以下この項において同じ。）現在において、当該世帯に属する被保険者及び特定

同一世帯所属者につき算定した地方税法

第三百十四条の二第一項に規定する総所

得金額（青色専従者給与額又は事業専従

者控除額については、同法第三百十三条

第三項、第四項又は第五項の規定を適用

せず、所得税法（昭和四十年法律第三十

三号）第五十七条第一項、第三項又は第

四項の規定の例によらないものとし、山

林所得金額及び他の所得と区分して計算

される所得の金額（地方税法附則第三十

三条の二第五項に規定する上場株式等に

係る配当所得等の金額（同法附則第三十

五条の二の六第十一項又は第十五項の規

定の適用がある場合には、その適用後の

金額）、同法附則第三十三条の三第五項

に規定する土地等に係る事業所得等の金

くは第十三条の六の六の額若しくは第十三条の八の額又は第十七条の二第一項各号に定める額、第十七条の五第一項に定める第十三条若しくは第十三条の五の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ十分の五を乗じて得た額、第十七条の五第四項第一号に定める額、第十七条の六第一項各号に定める額若しくは同条第五項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第六条第一号から第八号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。（低所得者の保険料の減額）

第十七条の二

一世帯主、当該年度の保険料の賦課期日

（賦課期日後に保険料の納付義務が発生

した場合には、その発生した日とする。

以下この項において同じ。）現在において、当該世帯に属する被保険者及び特定

同一世帯所属者につき算定した地方税法

第三百十四条の二第一項に規定する総所

得金額（青色専従者給与額又は事業専従

者控除額については、同法第三百十三条

第三項、第四項又は第五項の規定を適用

せず、所得税法（昭和四十年法律第三十

三号）第五十七条第一項、第三項又は第

四項の規定の例によらないものとし、山

林所得金額及び他の所得と区分して計算

される所得の金額（地方税法附則第三十

三条の二第五項に規定する上場株式等に

係る配当所得等の金額（同法附則第三十

五条の二の六第八項又は第十一項）の規

定の適用がある場合には、その適用後の

金額）、同法附則第三十三条の三第五項

に規定する土地等に係る事業所得等の金

額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十五項又は第三十五条の三第十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外國居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第二項に規定する特例適用利子等の額、同条第四項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第三号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得について同条第三項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第一項に規

額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第三十五条の三第十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外國居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第二項に規定する特例適用利子等の額、同条第四項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第三号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得について同条第三項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第一項に規

定する給与等の収入金額が五十五万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢六十五歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が六十万円を超える者に限り、年齢六十五歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が百十万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第三号において「給与所得者等の数」という。）が二以上の場合にあつては、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者イに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と口に掲げる額とを合算した額

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第十七条の五 当該年度において、その世帯に六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第十三条又は第十三条の五の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、十分の五を乗じて得た額（第十三条第二項の規定により端数の切上げを行つた後の額とする。）を控除して得た額とする（第四項に

定する給与等の収入金額が五十五万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢六十五歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が六十万円を超える者に限り、年齢六十五歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が百十万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第三号において「給与所得者等の数」という。）が二以上の場合にあつては、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者イに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と口に掲げる額とを合算した額

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第十七条の五 当該年度において、その世帯に六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第十三条又は第十三条の五の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、十分の五を乗じて得た額（第十三条第二項の規定により端数の切上げを行つた後の額とする。）を控除して得た額とする（第四項に

掲げる場合を除く。)。

4

一 第十三条又は第十三条の五の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第十七条の二第一項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号に掲げる割合を乗じて得た額（第十三条第二項の規定により端数の切上げを行つた後の額とする。）を控除して得た額

掲げる場合を除く。)。

4

一 第十三条又は第十三条の五の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第十七条の二第一項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号に掲げる割合を乗じて得た額（第十三条第二項の規定により端数の切上げを行つた後の額とする。）を控除して得た額

（出産被保険者の保険料の減額）

第十七条の六 当該年度において、世帯に出产被保険者（政令第二十九条の七第五項第八号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に對して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第十条又は第十三条の二の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が六十五万円を超える場合には、六十五万円）とする（第五項に掲げる場合を除く。）。

一 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に十二分の一を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（省令第三十二条の十の二で定める場合には、出産の日。第十七条の七第一項及び第二項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、三月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

二 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に十二分の一を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 第十三条第二項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第十三条

第二項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前二項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第一項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第

十条又は第十三条の二」とあるのは「第十三条の六の三又は第十三条の六の六」と、「六十五万円」とあるのは「二十二万円」と、第二項中「第十三条」とあるのは「第十三条の六の五」と読み替えるものとする。第一項及び第二項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第一項中「出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第十条又は第十三条の二」とあるのは「第十三条の八」と、「六十五万円」とあるのは「十七万円」と、第二項中「第十三条」とあるのは「第十三条の十」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第十七条の二に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第十条又は第十三条の二の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が六十五万円を超える場合には、六十五万円）とする。

一 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額

- 二の所得割の保険料率を乗じて得た額に十二分の一を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 二 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第十七条の二第一項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号イに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に十二分の一を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 6 第十三条第二項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定にて準用する。この場合において、第十三条第二項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。
- 7 前二項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第五項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第十条又は第十三条の二」とあるのは「第十三条の六の三又は第十三条の六の六」と、「六十五万円」とあるのは「二十二万円」と、第六項中「第十三条」とあるのは「第十三条の六の五」と読み替えるものとする。
- 8 第五項及び第六項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第五項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第十条又は第十三条の二」とあるのは「第十三条の八」と、「六十五万円」とあるのは「十七万円」と、第六項中「第十三条」とあるのは「第十三条の十」と読み替えるものとする。
- （出産被保険者に関する届出）

- 第十七条の七 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。
- 一 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- 二 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- 三 出産の予定日
- 四 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- 2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- 一 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- 二 多胎妊娠の場合にあつては、その旨を明らかにできる書類
- 三 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあつては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすことができる書類
- 3 第一項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の六月前から行うことができる。
- 4 第一項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について第一項各号に掲げる事項及び第二項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第一項の規定による届出を省略させることができる。

議案第106号 宇部市総合福祉会館に係る指定管理者の指定の件

議案第107号 宇部市多世代ふれあいセンターに係る指定管理者の指定の件

1 施設の名称及び位置

- (1) 宇部市総合福祉会館：宇部市琴芝町二丁目4番20号
 (2) 宇部市多世代ふれあいセンター：宇部市琴芝町二丁目4番25号

2 指定管理者の候補者

アジア JV <共同事業体>

| | |
|----------------------|-------------|
| (代表団体) アジア宅建株式会社 | 代表取締役 久保 逸記 |
| (構成団体) 有限会社ジー・ケーサービス | 代表取締役 河村 静子 |
| (構成団体) 株式会社アトミテック | 代表取締役 中西 康貴 |

宇部市鍋倉町5番15-3号

3 指定期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日（1年間）

4 経緯と選定理由

- (1) 申請期間 令和5年10月20日～10月23日
 (2) 申請数 1団体
 (3) 選定委員会 第1回 令和5年10月31日
 (4) 選定理由

施設の安定的な運営と公の施設としての市民サービスの向上や効率的な運営に向けた観点から、候補はスタッフの配置、施設管理の実績が十分にあり、適切な人員の配置が見込まれる。

また、これまでの指定管理の実績をもとに、自主事業や設備の充実など具体的な事業計画が示されており、利用者の声をもとに改善に取り組んでいる。

以上の点から、指定管理者の候補者としてふさわしいと認められる。

5 評価結果（100点満点換算）

| 評価基準 | 配点 | 候補者 |
|------------------------------|-----|-------|
| I 住民の平等な利用を確保することができるものであること | 10 | 7.10 |
| II 施設の効用を最大限に發揮させるものであること | 30 | 20.66 |
| III 施設の管理に係る経費の削減を図るものであること | 20 | 12.80 |
| IV 施設の管理を安定して行う能力を有するものであること | 30 | 20.67 |
| V その他施設の設置目的を達成するために必要な事項 | 10 | 6.32 |
| 合計点 | 100 | 67.55 |
| VI 外部評価委員会による実績評価に基づく加点・減点 | | 0 |
| 合計点 | | 67.55 |

議案第108号

宇部市障害者生活支援センターに係る指定管理者の指定の件

1 施設の名称

- (1) 名 称 宇部市障害者生活支援センター
 (2) 位 置 宇部市鵜の島町5番21号

2 指定管理者の候補者

- (1) 団 体 名 社会福祉法人 神原苑
 (2) 代表者名 理事長 濃川 則之

3 指定期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日（3年間）

4 経緯と選定理由

- (1) 公募期間 令和5年9月27日～10月19日
 (2) 申 請 数 1団体
 (3) 選定委員会 第1回 令和5年10月31日
 (4) 選定理由

市の示す施設の管理運営についての基本方針と上記団体が提案した運営方針は合致しており、本事業が果たすべき役割の実現が期待できる。

また、地域のニーズの把握に努め、関係機関等と連携し、単身で地域において生活している重度身体障害者等への安否確認やお助け活動など地域共生社会の実現に向けた取組みの提案について優れており、地域の相談機関との連携強化や各種情報の収集・提供等基幹相談支援センターの補完的役割を担う事業所としての効果が十分に期待される。

さらに、社会福祉法人としての実績を重ねており、特に介護保険や障害福祉サービス事業所としての経験は福祉総合相談対応事業に活かせる。

以上の点から、指定管理者の候補者としてふさわしいと認められる。

5 審査結果

| 評価基準 | 配点 | 候補者 |
|-------------------|-----|-------|
| I 施設の基本的な運営方針 | 10 | 6.50 |
| II 事業計画 | 45 | 24.92 |
| III 運営組織と体制 | 30 | 21.25 |
| IV 財務関係 | 10 | 6.33 |
| V その他特筆すべき事項 | 5 | 2.50 |
| 小 計 点 | 100 | 61.50 |
| VI 外部評価委員会による実績評価 | — | 0.00 |
| 合 計 点 | — | 61.50 |

議案第 112 号 宇部市国民健康保険条例中一部改正の件 説明資料

1 改正趣旨

- (1) 国民健康保険法施行令の一部改正に伴う所要の整備
- (2) 地方税法の一部改正に伴う所要の整備

2 改正内容

- (1) 国民健康保険法施行令の一部改正関係(第 9 条の 2、第 13 条の 6 の 2、第 13 条の 7、第 16 条、第 17 条の 6、第 17 条の 7)

出産被保険者に係る産前産後期間の保険料軽減制度の創設

ア 軽減対象者

出産被保険者(出産する予定の被保険者又は出産した被保険者)

イ 軽減対象となる保険料

所得割及び被保険者均等割

ウ 軽減対象となる期間

出産被保険者の出産予定月の前月(多胎妊娠の場合は 3 か月前)から出産予定月の翌々月までの 4 か月間(多胎妊娠の場合は 6 か月間)

| | 3 か月前 | 2 か月前 | 1 か月前 | 出産予定月 | 1 か月後 | 2 か月後 | 3 か月後 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 単胎の方 | | | | | | | |
| 多胎の方 | | | | 出産予定月 | | | |

対象期間

エ 軽減額(例)(出産被保険者が 40 歳未満、単胎、令和 5 年度保険料率の場合)

(ア) 所得割

○ 所得が 250 万円の場合

$$\begin{aligned} & (2,500,000 \text{ 円} - 430,000 \text{ 円}) \times 9.25\% \text{ (医療分)} \times 4/12 \\ & + (2,500,000 \text{ 円} - 430,000 \text{ 円}) \times 2.80\% \text{ (支援分)} \times 4/12 \\ & = 83,145 \text{ 円} \end{aligned}$$

○ 所得が 400 万円の場合

$$\begin{aligned} & (4,000,000 \text{ 円} - 430,000 \text{ 円}) \times 9.25\% \text{ (医療分)} \times 4/12 \\ & + (4,000,000 \text{ 円} - 430,000 \text{ 円}) \times 2.80\% \text{ (支援分)} \times 4/12 \\ & = 143,395 \text{ 円} \end{aligned}$$

(1) 被保険者均等割

○ 低所得者軽減がない場合

$$25,300 \text{ 円 (医療分)} \times 4/12 + 8,100 \text{ 円 (支援分)} \times 4/12 \\ = 11,134 \text{ 円}$$

○ 低所得者 2 割軽減世帯の場合

$$25,300 \text{ 円 (医療分)} \times 0.8 \times 4/12 + 8,100 \text{ 円 (支援分)} \times 0.8 \times 4/12 \\ = 8,907 \text{ 円}$$

○ 低所得者 5 割軽減世帯の場合

$$25,300 \text{ 円 (医療分)} \times 0.5 \times 4/12 + 8,100 \text{ 円 (支援分)} \times 0.5 \times 4/12 \\ = 5,567 \text{ 円}$$

○ 低所得者 7 割軽減世帯の場合

$$25,300 \text{ 円 (医療分)} \times 0.3 \times 4/12 + 8,100 \text{ 円 (支援分)} \times 0.3 \times 4/12 \\ = 3,340 \text{ 円}$$

(2) 地方税法の一部改正関係 (第 11 条、第 17 条の 2)

地方税法において、上場株式等の譲渡所得及び配当所得の申告方法（所得税及び個人住民税）に関する規定が改正されたことに伴い、これと連動する本条例の規定（所得割額の算定方法及び低所得者の保険料の減額に係る算定方法）について所要の整備を行うもの

3 施行期日

令和 6 年 1 月 1 日 (附則第 1 項)

4 経過措置

- (1) 令和 5 年度分保険料のうち令和 6 年 1 月以後の期間に係るもの及び令和 6 年度以後の年度分の保険料について適用 (附則第 2 項)
- (2) 令和 5 年度分保険料のうち令和 5 年 12 月以前の期間に係るもの及び令和 4 年度以前の年度分の保険料については従前どおり (附則第 2 項)

5 参 考

令和 5 年度 12 月補正予算で、令和 5 年度分保険料軽減見込額 520 千円 (令和 6 年 1 月～同年 3 月相当分) を計上 (軽減額の補填財源は国 1/2、県 1/4、市 1/4)

宇部市婦人相談員設置条例中一部改正の件

宇部市婦人相談員設置条例（昭和三十一年条例第三十三号）の一部を次のように改める。

令和五年十二月六日提出

宇部市長 篠崎圭二

題名を次のように改める。

宇部市女性相談支援員設置条例

第一条第一項中「売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十五条第二項」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第十二条第二項」に、「宇部市の婦人相談員一人」を「女性相談支援員（以下「相談支援員」という。）」に改め、同条第二項中「婦人相談員」を「相談支援員」に改める。

第二条中「婦人相談員」を「相談支援員」に改め、同条第一号中「売春防止法第三十五条第三項」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第十一条第一項」に改め、同条第二号中「第四条」の下に「（同法第二十八条の二において準用する場合を含む。）」を加える。

第三条中「婦人相談員」を「相談支援員」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

「説明」

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定及び売春防止法の一部改正等に伴い、所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

| 新 | 旧 | 対 | 照 | 表 |
|--------------|---|---|---|---|
| 宇部市婦人相談員設置条例 | | | | |
| (設置) | | | | |

旧

新

旧

新

新

宇部市女性相談支援員設置条例

(設置)

第一条 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十五条第二項の規定に基づき、宇部市の婦人相談員一人を置く。

2 婦人相談員は、市長が委嘱する。

(業務)

第二条 婦人相談員は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 売春防止法第三十五条第三項

に規定する業務

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第四条

に規定

する業務

(身分)

第三条 婦人相談員は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項第一号に規定する会計年度任用職員とする。

(設置)

第一条 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第十一条第二項の規定に基づき、女性相談支援員（以下「相談支援員」という。）を置く。

2 相談支援員は、市長が委嘱する。

(業務)

第二条 相談支援員は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に

する法律第十一条第一項に規定する業務

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第四条（同法第二十八条の二において準用する場合を含む。）に規定

する業務

(身分)

第三条 相談支援員は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項第一号に規定する会計年度任用職員とする。

宇部市女性相談支援員設置条例

(設置)

第一条 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第十一条第二項の規定に基づき、女性相談支援員（以下「相談支援員」という。）を置く。

2 相談支援員は、市長が委嘱する。

(業務)

第二条 相談支援員は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に

する法律第十一条第一項に規定する業務

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第四条（同法第二十八条の二において準用する場合を含む。）に規定

する業務

(身分)

第三条 相談支援員は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項第一号に規定する会計年度任用職員とする。

宇部市印鑑の登録及び証明に関する条例中一部改正の件

宇部市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和五十四年条例第九号）の一部を次のように改める。

令和五年十二月六日提出

宇部市長 篠崎圭二

第十五条第一項中「民間事業者が設置する証明書等を発行する機能を有する機器で、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードであつて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）。次条第六項において「公的個人認証法」という。）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書で失効していないものが記録されているものをいう。以下同じ。」を利用することにより、自動的」「民間事業者等が設置する端末機であつて、必要な操作を行うことにより自動的に改める。

第十六条第三項中「個人番号カードの交付」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号。以下「公的個人認証法」という。）第二十二条第一項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の交付」に、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人を特定個人情報の提供等に関する省令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令」に改め、同条第五項中「個人番号カードの交付」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カードの交付」に、「当該個人番号カード」を「次に掲げるもの」に改め、「暗証番号その他必要な事項を入力することにより」を削り、同項に次の各号を加える。

一 当該個人番号カード

二 移動端末設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十二条の二第四項第二号口に規定する移動端末設備であつて、公的個人認証法第三十五条の二第一項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）

第十六条第六項中「個人番号カードの交付」を「個人番号カード用署名用電子証明書（公的個人認証法第三条第一項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書をいう。以下同じ。）が記録された個人番号カードの交付」に、「公的個人認証法」を「同法」に、「署名用電子証明書（同法第三条第一項に規定する署名用電子証明書をいう。）」を「個人番号カード用署名用電子証明書」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十六条第五項の改正規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において市規則で定める日から施行する。

「説明」

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第二百五十三号）の一部改正等に伴い、スマートフォンを利用した多機能端末機による印鑑登録証明書の交付を可能とするための規定を追加するとともに、その他所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

(印鑑登録証明書)

新 旧 対 照 表 新

(印鑑登録証明書)

第十五条 市長は、印鑑の登録の証明書（以下「印鑑登録証明書」という。）を第六条第一号、第四号、第五号、第七号及び第八号に規定する事項を電子計算機若しくは多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する証明書等を発行する機能を有する機器で、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード）であつて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第二百五十三号。次条第六項において「公的個人認証法」という。）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書で失効していないものが記録されているものをいう。以下同じ。）を利用することにより、自動的に証明書等を発行するものをいう。以下同じ。）から出力し、又は複写機により写して作成するものとする。

(印鑑登録証明書の交付)

第十六条

3 前二項の規定にかかわらず、個人番号カードの交付

第十五条 市長は、印鑑の登録の証明書（以下「印鑑登録証明書」という。）を第六条第一号、第四号、第五号、第七号及び第八号に規定する事項を電子計算機若しくは多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者等が設置する端末機であつて、必要な操作を行うことにより自動的に証明書等を発行する機能を有する機器で、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード）であつて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第二百五十三号。以下「公的個人認証法」という。）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書で失効していないものが記録されているものをいう。以下同じ。）から出力し、又は複写機により写して作成するものとする。

(印鑑登録証明書の交付)

第十六条

3 前二項の規定にかかわらず、個人番号カードの交付

3 前二項の規定にかかわらず、個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第二百五十三号。以下「公的個人認証法」という。）第二十二条第一項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別す

を受けている被登録者は、印鑑登録証明書の交付を受けようとする場合は、当該個人番号カードを提示して市長に申請することができる。この場合において、当該被登録者は、市長が指定する電子計算機に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号）第三十三条第四項の規定により暗証番号の入力を自ら行わなければならない。

5 前各項の規定にかかわらず、個人番号カードの交付

登録者は、多機能端末機に当該個人番号カードを使用して暗証番号その他必要な事項を入力することにより印鑑登録証明書の交付を申請し、その内容が適正であるときは、当該印鑑登録証明書の交付を受けることができる。

6 前各項の規定にかかわらず、個人番号カードの交付

いる被登録者は、電子情報処理組織（市の

るための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の交付を受けている被登録者は、印鑑登録証明書の交付を受けようとする場合は、当該個人番号カードを提示して市長に申請することができる。この場合において、当該被登録者は、市長が指定する電子計算機に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成二十六年総務省令第八十五号）第三十三条第四項の規定により暗証番号の入力を自ら行わなければならない。

5 前各項の規定にかかわらず、個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カードの交付を受けている被登録者は、多機能端末機に次に掲げるものを使用して印鑑登録証明書の交付を申請し、その内容が適正であるときは、当該印鑑登録証明書の交付を受けることができる。

一 当該個人番号カード

二 移動端末設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十二条の二第四項第二号ロに規定する移動端末設備であつて、公的個人認証法第三十五条の二第一項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）

6 前各項の規定にかかわらず、個人番号カード用署名用電子証明書（公的個人認証法第三条第一項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書をいう。以下同じ。）が記録された個人番号カードの交付を受けている被登録者は、電子情報処理組織（市の

電子計算機と当該被登録者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）及び当該個人番号カードを使用して印鑑登録証明書の交付を申請することができる。この場合において、当該被登録者は、電子計算機に入力した事項に係る情報に電子署名（公的個人認証法第二条第一項に規定する電子署名をいう。）を行い、署名用電子証明書（同法第三条第一項に規定する署名用電子証明書をいう。）と併せて送信する方法により申請しなければならない。

電子計算機と当該被登録者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）及び当該個人番号カードを使用して印鑑登録証明書の交付を申請することができる。この場合において、当該被登録者は、電子計算機に入力した事項に係る情報に電子署名（同法第二条第一項に規定する電子署名をいう。）を行い、個人番号カード用署名用電子証明書と併せて送信する方法により申請しなければならない。

議案第101号

宇部市印鑑の登録及び証明に関する条例中一部改正の件

1 要 旨

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（公的個人認証法）の一部改正に伴い、スマートフォンを利用した多機能端末機（コンビニに設置されたマルチコピー機等）による印鑑登録証明書の交付を可能とするため、所要の整備を行うもの。

2 概 要

（1）背 景

- ・公的個人認証法の一部改正によるスマートフォン用電子証明書の創設により、マイナンバーカードの電子証明書の機能をスマートフォンに搭載することが可能となった。（令和5年5月11日施行）
※現在はアンドロイド端末のみ対応。
- ・証明書コンビニ交付サービスにおいて、スマートフォン（移動端末設備）を使用した交付申請が可能となる。（令和5年12月下旬頃の予定）

（2）改正内容

- ・スマートフォンに搭載する電子証明書として、移動端末設備用電子証明書が創設されたことに伴う所要の整備（第15条第1項、第16条第3項及び同条第6項）
- ・コンビニ交付について、スマートフォンを使用した印鑑登録証明書の申請を可能とする規定の整備（第16条第5項）

3 施行期日

公布の日から施行する。ただし、第16条第5項の改正規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において市規則で定める日から施行する。

※宇部市でのサービス開始日が未定のため。